

担当	滋賀労働局労働基準部
	監督課長 嶋田 憲嗣
	地方労働基準監察監督官 吉村 賢一
	専門監督官 倉橋 隆成 (電話) 077-522-6649

平成27年の監督指導で1,198事業場に対して法令違反の是正勧告 ～平成10年以降の最も高い違反率を更新～

滋賀労働局（局長 大山 剛二）は、このたび、平成27年に実施した監督指導の結果についてとりまとめましたので、お知らせします。

この監督指導は、平成27年に、滋賀県内の労働基準監督署が、管内状況や働く方からのご相談を始めとした様々な情報に基づき、労働基準法などの法令違反が疑われる事業場に対して、実施したものです。その結果、対象とした1,650事業場の7割を超える1,198事業場で労働基準法などの法令違反を確認したため（違反率72.6%）、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。この違反率は、6年連続で上昇しており、平成10年以降で最も高くなりました。

法令違反はあってはならないものであり、滋賀労働局では、引き続き、働く方の法定労働条件の履行確保に向けて、的確な監督指導を行っていきます。

【平成27年の監督指導の実施状況】

(1) 監督指導の実施事業場： **1,650事業場**

このうち、1,198事業場（全体の72.6%）で労働基準法などの法令違反あり。

違反率は、57.4%であった平成21年以降6年連続で上昇し、平成10年以降で最も高い状況。

(2) 主な違反内容 [(1)のうち、下記の法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

① 労働基準法関係

- ・ 違法な時間外労働があったもの： **383事業場（23.2%）**
- ・ 賃金不払残業があったもの： **250事業場（15.2%）**
- ・ 適切な労働条件の明示がなかったもの： **169事業場（10.2%）**

② 労働安全衛生法関係

- ・ 安全基準が守られていなかったもの^{※1}： **313事業場（19.0%）**
- ・ 健康診断が実施されていなかったもの： **247事業場（15.0%）**
- ・ 安全衛生管理体制が整っていない^{※2}のもの： **173事業場（10.5%）**

※1 機械の原動機など労働者に危険を及ぼすおそれのある部分に覆いを設けていないものや高さ2m以上の場所での作業で墜落を防止する措置を講じていないものなど。

※2 一定規模の事業場で安全管理者・衛生管理者などの管理者を選任していないものなど。

(3) 主な業種ごとの違反状況[※]

① 運輸交通業	違反率	85.2% (46/54事業場)	【違法な時間外労働 46.3%】
② 保健衛生業	同	82.9% (107/129事業場)	【賃金不払残業 29.5%】
③ 接客娯楽業	同	81.0% (51/63事業場)	【違法な時間外労働 39.7%】
④ 商業	同	76.4% (181/237事業場)	【違法な時間外労働 35.9%】
⑤ 製造業	同	73.4% (444/605事業場)	【違法な時間外労働 30.4%】
⑥ 建設業	同	65.3% (309/473事業場)	【安全基準 33.0%】

※ 【 】内は、各業種で最も違反率の高かった違反事項。

【資料】

- 別紙 平成 27 年 監督指導実施状況
- 参考資料 1 労働基準監督官の仕事
- 参考資料 2 労働条件相談ほっとライン
- 参考資料 3 労働条件を確かめてみませんか？
- 参考資料 4 過重労働解消のためのセミナー

【相談窓口】

相談の仕方	窓口	連絡先	備考
行政機関に 相談したい	労働基準監督署 総合労働相談コーナー	大津労働基準監督署：077-522-6641 彦根労働基準監督署：0749-22-0654 東近江労働基準監督署：0748-22-0394 滋賀労働局：077-523-1190(マタハラ・セクハラ) 077-522-6648(その他)	総合労働相談コーナ ーは労働基準監督署 や労働局の中にあり ます
夜間・休日に 相談したい	労働条件相談 ほっとライン	はい！ ろうどう 0120-811-610	月・火・木・金 17:00～22:00 土・日 10:00～17:00 (12/29～1/3 除く。)
メールで情報 提供したい	労働基準関係 情報メール窓口	http://www.mhlw.go.jp/stf/ seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/ roudoukijun/mail_madoguchi.html	

平成 27 年 監督指導実施状況

1 監督指導の状況

○ 管内の労働基準監督署（大津・彦根・東近江）が、平成 27 年中に 1,650 事業場に対して定期監督等（※1）を実施したところ、7 割を超える 1,198 事業場で労働基準関係法令（※2）違反が認められた（違反率 72.6%）ことから、その是正・改善を求めて指導した。この違反率は、平成 21 年以降 6 年連続で上昇し、平成 10 年以降で最も高いものとなった。

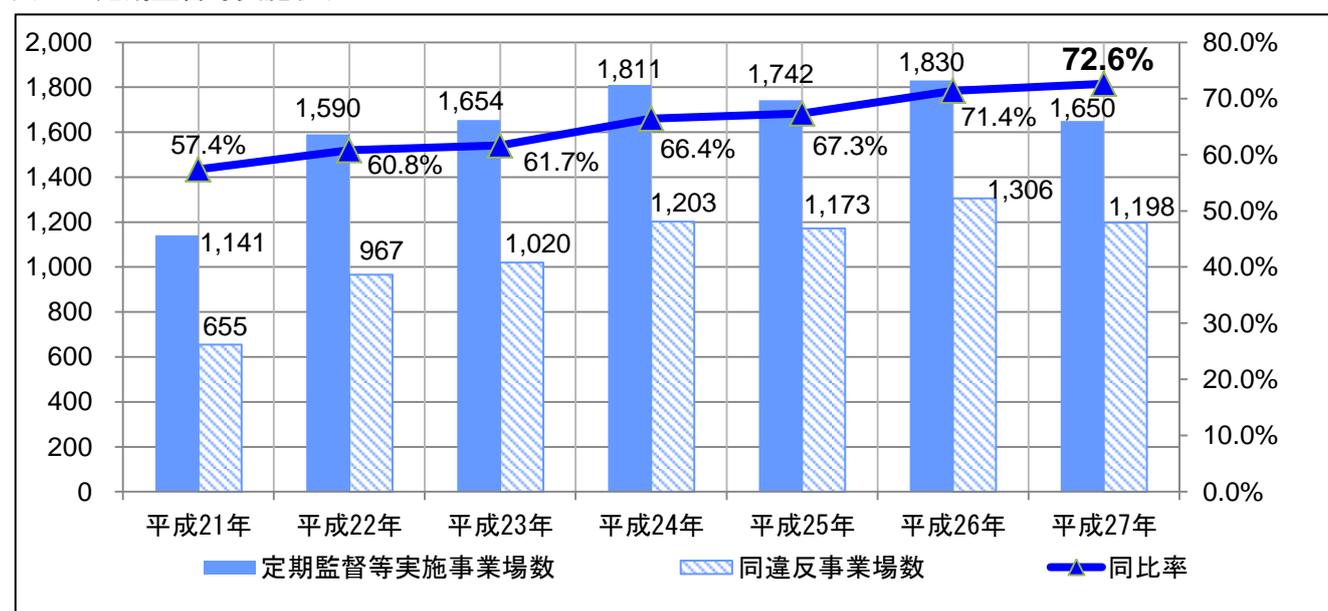
※1 管内状況や各種情報に基づき計画的に実施する監督指導（定期監督）と労働災害の発生を契機として実施する監督指導（災害時監督、災害調査）の総称。

※2 労働基準法、労働安全衛生法のほか、最低賃金法、じん肺法など。

表 1 定期監督等実施状況

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
定期監督等 実施事業場数	1,141	1,590	1,654	1,811	1,742	1,830	1,650
同 違反事業場数	655	967	1,020	1,203	1,173	1,306	1,198
同違反率 【対前年】	57.4%	60.8% 【3.4%増】	61.7% 【0.9%増】	66.4% 【4.7%増】	67.3% 【0.9%増】	71.4% 【4.1%増】	72.6% 【1.2%増】

図 1 定期監督等実施状況



2 主な法令違反の状況

○ 管内の労働基準監督署が、平成 27 年中に 1,650 事業場に対して実施した定期監督等において、その是正・改善を求めて指導した主な法令違反は、労働基準法では、違法な時間外労働があったもの 383 件（23.2%）、賃金不払残業があったもの 250 件（15.2%）、適切な労働条件の明示がなかったもの 169 件（10.2%）、労働安全衛生法では、安全基準が守られていなかったもの 313 件（19.0%）、健康診断が実施されていなかったもの 247 件（15.0%）、安全衛生管理体制が整っていないもの 173 件（10.5%）であった。

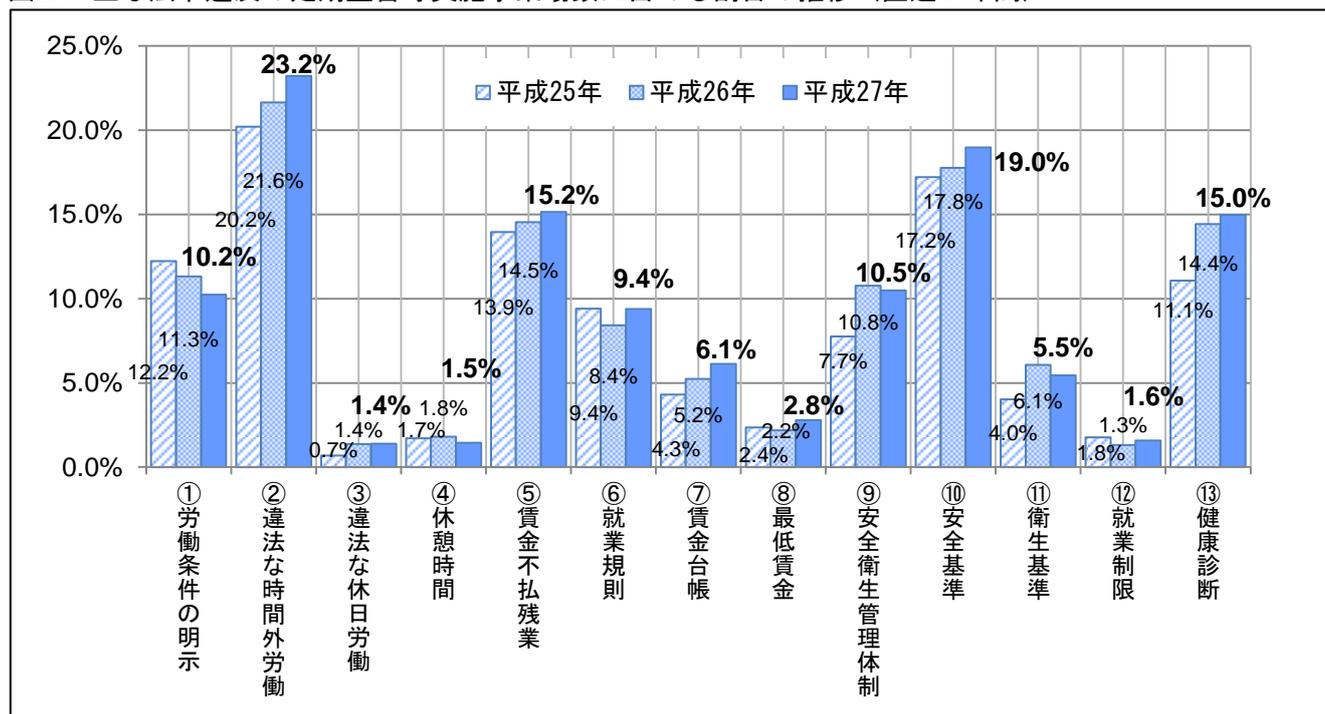
表2 主な法令違反の状況（直近3年間）

	平成25年	平成26年	平成27年
定期監督等実施事業場数	1,742	1,830	1,650
同違反事業場数	1,173	1,306	1,198
同違反率	67.3%	71.4%	72.6%
労働基準法			
①適切な労働条件の明示がなかったもの	213【12.2%】	207【11.3%】	169【10.2%】
②違法な時間外労働があったもの	352【20.2%】	396【21.6%】	383【23.2%】
③違法な休日労働があったもの	12【0.7%】	25【1.4%】	23【1.4%】
④休憩時間が適切に与えられていなかったもの	30【1.7%】	33【1.8%】	24【1.5%】
⑤賃金不払残業があったもの	243【13.9%】	266【14.5%】	250【15.2%】
⑥就業規則の作成・届出がなかったもの	164【9.4%】	154【8.4%】	155【9.4%】
⑦賃金台帳が適切に調製されていなかったもの	75【4.3%】	96【5.2%】	101【6.1%】
最低賃金法			
⑧賃金が最低賃金額未満だったもの	41【2.4%】	40【2.2%】	46【2.8%】
労働安全衛生法			
⑨安全衛生管理体制が整っていないもの	135【7.7%】	197【10.8%】	173【10.5%】
⑩安全基準が守られていなかったもの	300【17.2%】	325【17.8%】	313【19.0%】
⑪衛生基準が守られていなかったもの	70【4.0%】	111【6.1%】	90【5.5%】
⑫資格を有さずに特別な作業を行ったもの	31【1.8%】	24【1.3%】	26【1.6%】
⑬健康診断が実施されていなかったもの	193【11.1%】	264【14.4%】	247【15.0%】

(注1)【 】内は、定期監督等実施事業場数に対する割合。

(注2) ①は労働基準法第15条、②は同法第32・40条、③は同法第35条、④は同法第34条、⑤は同法第37条、⑥は同法第89条、⑦は同法第108条、⑧は最低賃金法第4条、⑨は労働安全衛生法第10～12・14・15・17～19条、⑩は同法第20・21条、⑪は同法第22・23条、⑫は同法61条、⑬は同法第66条又はじん肺法第7・8条に係る法令違反が認められたもの。

図2 主な法令違反の定期監督等実施事業場数に占める割合の推移（直近3年間）



3 主な業種ごとの法令違反の状況

○ 管内の労働基準監督署が、平成 27 年中に 1,650 事業場に対して実施した定期監督等において、その是正・改善を求めて指導した法令違反の業種別の違反率は、85.2%の運輸交通業が最も高く、次いで、82.9%の保健衛生業、81.0%の接客娯楽業であった。なお、主な違反事項で最も割合が高かった業種は、違法な時間外労働があったものが運輸交通業（46.3%）、安全基準が守られていなかったものが建設業（33.0%）、賃金不払残業があったものが接客娯楽業（36.5%）であった。

表3 主な業種ごとの法令違反の状況（平成 27 年）

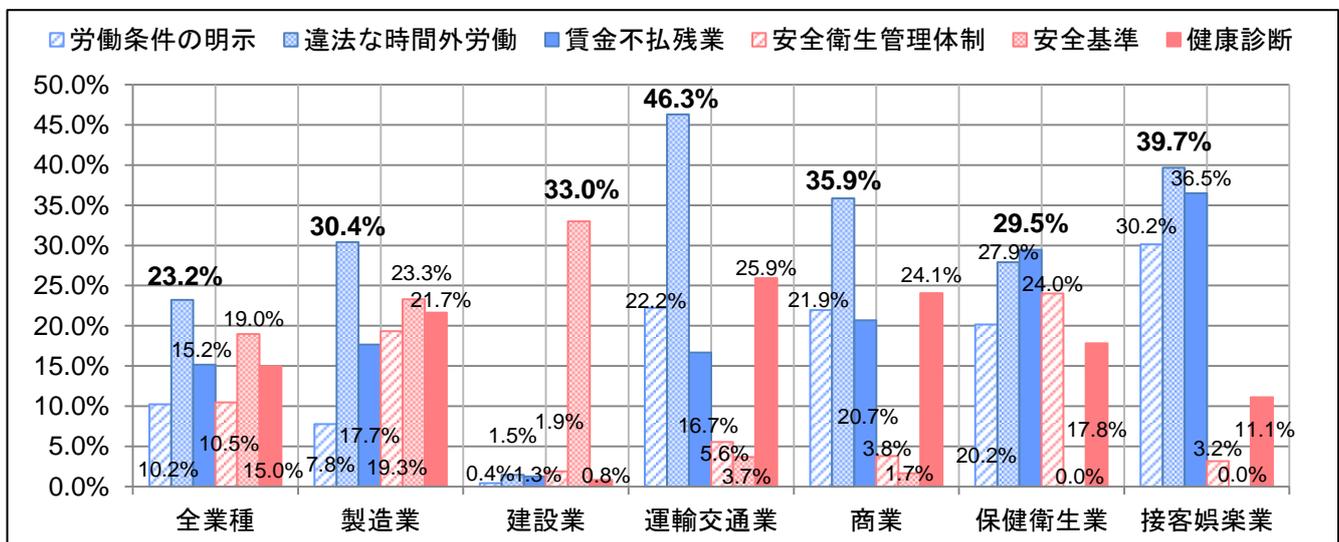
	定期 実施 事業場 数	同 違反 事業場 数	同 比 率	主な違反事項					
				① の 明 示 条 件	② 違 法 な 時 間 外 労 働	③ 賃 金 不 払 残 業	④ 安 全 衛 生 管 理 体 制	⑤ 安 全 基 準	⑥ 健 康 診 断
全業種	1,650	1,198	72.6%	169 【10.2%】	383 【23.2%】	250 【15.2%】	173 【10.5%】	313 【19.0%】	247 【15.0%】
製造業	605	444	73.4%	47 【7.8%】	184 【30.4%】	107 【17.7%】	117 【19.3%】	141 【23.3%】	131 【21.7%】
建設業	473	309	65.3%	2 【0.4%】	7 【1.5%】	6 【1.3%】	9 【1.9%】	156 【33.0%】	4 【0.8%】
運輸交通業	54	46	85.2%	12 【22.2%】	25 【46.3%】	9 【16.7%】	3 【5.6%】	2 【3.7%】	14 【25.9%】
商業	237	181	76.4%	52 【21.9%】	85 【35.9%】	49 【20.7%】	9 【3.8%】	4 【1.7%】	57 【24.1%】
保健衛生業	129	107	82.9%	26 【20.2%】	36 【27.9%】	38 【29.5%】	31 【24.0%】	0 【0.0%】	23 【17.8%】
接客娯楽業	63	51	81.0%	19 【30.2%】	25 【39.7%】	23 【36.5%】	2 【3.2%】	0 【0.0%】	7 【11.1%】

（注1）各業種の数は定期監督等実施事業場数が50を超えるものを計上しているため、全業種の数と一致しない。

（注2）【 】内は、定期監督等実施事業場数に対する割合。

（注3）主な違反事項の番号は、表2に対応している。

図3 主な業種ごとの法令違反の率



4 その他

○ 管内の労働基準監督署が、平成 27 年中に 1,650 事業場に対して実施した定期監督等のうち、学生アルバイトの多い業界（※）の事業場においては、対象とした 160 事業場のうち 121 事業場で労働基準関係法令の違反が認められた（違反率 75.6%）。

なお、全業種における状況と比較したところ、違反率で 3.0%上回っていたほか、主な法令違反が認められた割合も、労働基準法の規定を中心として上回っていた。

※ 厚生労働省「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果」（平成 27 年 11 月 9 日発表）及び「高校生へのアルバイトに関する意識等調査結果」（平成 28 年 5 月 18 日発表）を参考とし、アルバイト経験の多い業種として、コンビニエンスストア・スーパーマーケット・学習塾・飲食店等を選定。

表 4 学生アルバイトの多い業界の事業場に対する監督指導結果（平成 27 年）

	全業種	
		学生アルバイトの多い業界
定期監督等実施事業場数	1,650	160
同違反事業場数	1,198	121
同違反率	72.6%	75.6%
労働基準法		
①適切な労働条件の明示がなかったもの	169【10.2%】	45【28.1%】
②違法な時間外労働があったもの	383【23.2%】	70【43.8%】
③違法な休日労働があったもの	23【1.4%】	7【4.4%】
④休憩時間が適切に与えられていなかったもの	24【1.5%】	9【5.6%】
⑤賃金不払残業があったもの	250【15.2%】	43【26.9%】
⑥就業規則の作成・届出がなかったもの	155【9.4%】	33【20.6%】
⑦賃金台帳が適切に調製されていなかったもの	101【6.1%】	18【11.3%】
最低賃金法		
⑧賃金が最低賃金額未満だったもの	46【2.8%】	4【2.5%】
労働安全衛生法		
⑨安全衛生管理体制が整っていないもの	173【10.5%】	6【3.8%】
⑩安全基準が守られていなかったもの	313【19.0%】	1【0.6%】
⑪衛生基準が守られていなかったもの	90【5.5%】	2【1.3%】
⑫資格を有せずに特別な作業を行ったもの	26【1.6%】	0【0.0%】
⑬健康診断が実施されていなかったもの	247【15.0%】	32【20.0%】

(注 1) コンビニエンスストア・スーパーマーケット・学習塾・飲食店等を学生アルバイトの多い業界として計上。

(注 2) 【 】内は、定期監督等実施事業場数に対する割合。

(注 3) ①は労働基準法第 15 条、②は同法第 32・40 条、③は同法第 35 条、④は同法第 34 条、⑤は同法第 37 条、⑥は同法第 89 条、⑦は同法第 108 条、⑧は最低賃金法第 4 条、⑨は労働安全衛生法第 10～12・14・15・17～19 条、⑩は同法第 20・21 条、⑪は同法第 22・23 条、⑫は同法 61 条、⑬は同法第 66 条又はじん肺法第 7・8 条に係る法令違反が認められたもの。

労働基準監督官の主な仕事

臨検監督

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づいて、定期的にあるいは働く人からの申告・相談などを契機として、工場や事務所などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について調査を行います。

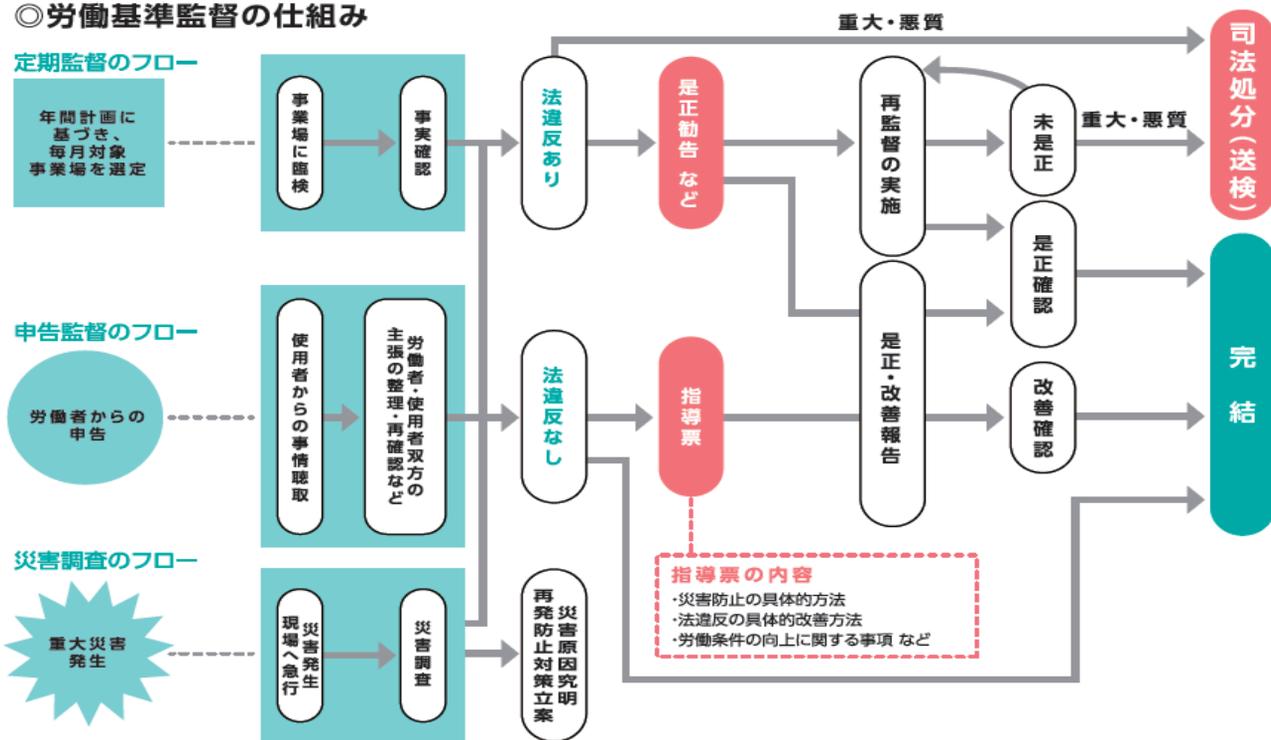
法律違反が認められた場合には事業主などに対し、その改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。

司法警察事務

労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられています。

事業主などがこれらの法律に違反し、度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など重大または悪質な事案について、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき、特別司法警察員として取調べなどの任意捜査や搜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

◎労働基準監督の仕組み



◎労働基準監督官の権限

- ◆適正な調査を行うため、予告なく事業場に立ち入ることとされています。

ILO第81号条約第12条第1項

「正当な証明書を所持する労働監督官は、次の権限を有する。

(a) 監督を受ける事業場に、昼夜いつでも、事由に且つ予告なしに立ち入ること。」

- ◆調査のため、事業場の帳簿書類を確認したり、従業員などに尋問したりすることができます。

労働基準法第101条第1項等

「労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。」

労働条件相談ほっとライン

労働条件でお悩みの方! お電話ください!!



は い ! ろ う ど う



0120-811-610

夜間・土日^{*}に無料でご相談をお受けしています。

相談時間

月・火・木・金：午後5時～午後10時 土・日：午前10時～午後5時
(12月29日～1月3日は除く) ※法令設備点検の実施等により相談受付を一時停止することがあります。

労働条件に関する問題解決の第一歩!

夜間・土・日に無料でご相談をお受けしています

労働条件に関する様々な「疑問」「悩み」 お電話でご相談ください

労働者の方

- ▶ 有給休暇を使いたいけど…?
- ▶ アルバイトでも残業代は払ってもらえるの?
- ▶ 労働条件について書面でもらうことはできないの?
- ▶ 忙しくて休憩時間が取れません!

事業主の方

- ▶ 就業規則はどうやって作ればいいのか?
- ▶ 正しく残業代の計算ができているかな?
- ▶ パートの産休ってどうすればいいのか?
- ▶ 労働条件通知書に書かなければいけない項目って?

厚生労働省委託事業

労働条件相談ほっとライン

は い ! ろ う ど う
☎ 0120-811-610

月・火・木・金：午後5時～午後10時
土・日：午前10時～午後5時
(12月29日～1月3日は除く)

※法令設備点検の実施等により相談受付を一時停止することがあります。



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare



労働条件を 確かめてみませんか？

休日出勤ばかり。

労働条件
「たしかめよう！」

毎日残業。

労働条件
「たしかめよう！」



アルバイトの
労働条件を確かめよう！
キャラクター
〈たしかめたん〉

来週からアルバイト。

労働条件
「たしかめよう！」



確かめよう 労働条件 検索

さあ、検索！



労働条件を 確かめてみませんか？

このようなお悩みはありませんか

毎日残業しているのに残業代が少ない。計算方法は正しいの？



給料が一方的に引き下げられました。

労働条件を確かめてみよう！



有給を取りたいと言ったら、そんなものはないと断られた。



求人情報に書いてあったのと実際の労働条件が違う。



アルバイトを始める前に労働条件を確かめたい。

！ あなたの労働条件を専用サイトで、「たしかめよう！」

労働条件に関する疑問にお答えします。

Q & A >

労働基準などの基礎知識を得られます。

法令・制度のご紹介 >

労働条件に関するご相談はこちらの窓口でどうぞ

相談機関のご紹介 >

アルバイトの労働条件を確かめよう！

アルバイトをする前に知っておきたいポイント >

採用内定の取消、解雇、辞職など重要な裁判例を紹介します。

裁判例 >



確かめよう 労働条件 検索



「ワーク・ライフ・バランスで社員もイキイキ」

させてみませんか？

業績をアップ


 過重労働
 解消の取組み
 事例を紹介！

 全国47
 都道府県
 で開催！

減らして

残業時間を

過重労働の解消を図るためには、各企業において自主的に、「長時間労働の削減」「労働時間管理」「健康障害防止対策」といった取組みを進めることが重要です。本セミナーでは、労働基準法を中心とした過重労働防止対策に必要な知識やノウハウについて、実際に取り組める事例の紹介などを盛り込み、詳しく解説します。

 参加費
 無料

 各回定員
 100名
 事前予約制
 (先着順)

受講対象者 事業主の方、企業の人事労務担当責任者の方など

内容 過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例の紹介など

カリキュラム	項目	プログラム【150分程度を予定しています】
開始	セミナー概要、配布資料の確認	開講の挨拶・講師紹介
講義	チェックシートによる自社分析	セミナーの中で、過重労働防止対策のポイントを効果的に学べるように、自社の「過重労働状況」を分析
	(1) 「過重労働」の現状と企業経営に与える影響	脳・心臓疾患、精神障害の労災補償状況から見る、過重労働の現状を説明 過重労働防止対策に取り組まない場合に、どのような影響があるかを紹介・解説
	(2) 過重労働防止対策に必要な知識	「労働基準法」「労働安全衛生法」「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」等、 過重労働防止対策に取り組む上で、事業主及び人事労務担当者が知っておくべき法令等を紹介・解説
	(3) 陥りがちな違法行為	典型的な違法事例である①「違法な時間外労働」②「賃金不払残業」などの身近な問題や、 ③「過重労働による健康障害防止措置の不実施」などを紹介・解説
	(4) 事業主等に求められる措置	過重労働防止対策に取り組む上で、事業主と人事労務担当者に求められる措置を解説
	(5) 過重労働に関する改善取組事例の紹介	過重労働防止に向けた取組事例の紹介・解説
まとめ		総括・アンケートの記入および回収


 セミナーでは、過重労働解消の
 取組み事例を紹介します。

 企業がどのように課題解決を行なったのか、そのプロセスや改善後の状況、
 業績に与える影響などについて、テキストには記載されていない
 具体的取り組みの例を講師がご紹介いたします。奮ってご参加下さい！

申込方法

本紙裏面のFAX申込書

FAX 03-5913-6409

受付後メールまたは電話でご連絡申し上げます。

専用webサイトへ

LEC 過重労働解消



※お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。無断で第三者に提供することはありません。

開催会場一覧

開催時間:14時00分～16時30分(全会場共通)

開催都市名		開催日	会場
北海道	札幌市	11/9(水)	北海道建設会館(大会議室)
青森県	八戸市	11/17(木)	ユートリー(8F多目的中ホール)
岩手県	盛岡市	11/9(水)	大通会館リリオ(カナルーム)
宮城県	仙台市	11/25(金)	仙都会館(5階B)
秋田県	秋田市	9/30(金)	秋田県民会館ジョイナス(大研修室)
山形県	山形市	10/13(木)	山形生涯学習センター(第1研修室)
福島県	福島市	9/13(火)	コラッセ福島(401)
茨城県	水戸市	10/20(木)	茨城県立県民文化センター(集会室8号)
群馬県	前橋市	10/7(金)	前橋テルサ(9Fつつじの間)
栃木県	宇都宮市	11/18(金)	栃木県産業会館(第1中会議室)
埼玉県	さいたま市	10/5(水)	大宮ソニックシティ(906)
		11/10(木)	大宮ソニックシティ(906)
千葉県	千葉市	11/2(水)	千葉商工会議所(研修室A)
東京都	新宿区	9/2(金)	LEC 新宿エルタワー本校(1810教室)
	新宿区	9/16(金)	LEC 新宿エルタワー本校(1810教室)
	千代田区	10/12(水)	LEC 水道橋本校(161教室)
	千代田区	10/18(火)	LEC 水道橋本校(161教室)
	新宿区	10/28(金)	LEC 新宿エルタワー本校(1810教室)
	千代田区	11/11(金)	LEC 水道橋本校(161教室)
	新宿区	11/22(火)	LEC 新宿エルタワー本校(1810教室)
	千代田区	11/30(水)	LEC 水道橋本校(161教室)
神奈川県	横浜市	9/9(金)	神奈川県中小企業共済会館(601～603)
		9/30(金)	神奈川県中小企業共済会館(601～603)
新潟県	新潟市	11/2(水)	コープシティ花園(会議室A・B)
富山県	富山市	10/4(火)	富山市民プラザ(マルチスタジオ)
石川県	金沢市	11/29(火)	石川県女性センター(大会議室)
福井県	福井市	9/29(木)	福井県中小企業産業大学校(特別教室)
山梨県	甲府市	10/14(金)	コラニー文化ホール(会議室)
長野県	長野市	11/25(金)	JA長野県ビル(12B会議室)
岐阜県	岐阜市	11/16(水)	ワークプラザ岐阜(大会議室)

開催都市名		開催日	会場
静岡県	静岡市	11/11(金)	静岡市産学交流センター(大会議室)
愛知県	名古屋市	9/2(金)	名古屋能楽堂(会議室)
		10/21(金)	名古屋能楽堂(会議室)
		11/10(木)	名古屋能楽堂(会議室)
三重県	津市	11/18(金)	三重県教育文化会館(大会議室)
滋賀県	彦根市	10/27(木)	彦根勤労福祉会館(大ホール)
京都府	京都市	9/9(金)	LEC 京都駅前本校(132教室)
大阪府	大阪市	9/29(木)	エル・大阪(708)
		10/19(水)	エル・大阪(606)
		11/30(水)	エル・大阪(606)
兵庫県	神戸市	10/14(金)	神戸市教育会館(501)
奈良県	奈良市	9/21(水)	エルトピア奈良(大会議室A・B)
和歌山県	和歌山市	10/7(金)	和歌山商工会議所(大ホール)
鳥取県	鳥取市	10/14(金)	鳥取県立生涯学習センター(講義室)
島根県	松江市	11/11(金)	松江テルサ(中会議室)
岡山県	岡山市	11/22(火)	おかやまコープ(オルガホール)
広島県	広島市	9/30(金)	広島県産業技術交流センター(第1・2研修室)
山口県	山口市	11/25(金)	山口県教育会館(第2研修室)
徳島県	徳島市	11/18(金)	とくぎんトモニプラザ(会議室2)
香川県	高松市	10/20(木)	レクザムホール(大会議室)
愛媛県	松山市	9/9(金)	ひめぎんホール(第6会議室)
高知県	高知市	10/28(金)	高知県立県民文化ホール(第6多目的室)
福岡県	福岡市	10/21(金)	福岡商工会議所(402～404教室)
佐賀県	佐賀市	10/27(木)	佐賀市文化会館(大会議室)
長崎県	長崎市	10/12(水)	長崎県立長崎図書館(議室)
熊本県	熊本市	11/22(火)	くまもと県民交流館パレア(会議室1)
大分県	大分市	11/17(木)	大分県中小企業会館(大会議室)
宮崎県	宮崎市	11/7(月)	JA・AZMホール別館(202)
鹿児島県	鹿児島市	11/9(水)	サンプラザ天文館(2階ホール)
沖縄県	那覇市	10/26(水)	沖縄青年会館(2階 梯梧の間)

過重労働解消のためのセミナー参加申込書

FAX. 03-5913-6409

参加希望日	月 日	会場名			
フリガナ		フリガナ			
氏名		企業・団体名	参加希望人数	名	
業種		企業規模	10名未満	10～49名	50～99名
			100～299名	300名以上	
			※いずれかを○で囲む		
電話	- -	e-mail	@		